

管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項の内容	提案主体名	プロジェクトの名称		
0920010	昔ながらの手作り納豆の製造・販売可能化	食品衛生法第50条第2項	施設の内外の衛生保持等公衆衛生上踏すべき措置(管理運営基準)について、都道府県が条例で定めることができるとしている。茨城県では納豆の包装材料の加熱要件について、茨城県食品衛生法施行条例第2条で規定している。	C		食品衛生法の施行については、十分な食品衛生監視員の確保、食品衛生検査施設の設置等により食品衛生行政に係る業務が適切に実行できる体制を確保している都道府県等が行うことが適当である。管理運営基準に係る条例の制定についても、都道府県等が行う事務としてあり、食品衛生行政に係る業務を行う体制が確保されていない市町村の事務とすることは、食品衛生法の施行業務の在り方を見直すこととなり、慎重な議論を要することとなる。 ご要望にある納豆の包装材料の加熱要件については、茨城県が茨城県食品衛生法施行条例第2条で規定しており、その緩和の検討については、茨城県が行うことが適当である。	貴省回答によれば、「食品衛生行政に係る業務を行う体制が確保されていない市町村の事務とすることは、食品衛生法の施行業務の在り方を見直すこととなる」とあるが、提案主体の「長年の積み重ねによる経験知により安全性が確認されている技術」についても都道府県が一律に基準を決める必要があるとは、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。	C		管理運営基準の策定等の食品衛生法に基づく行政事務は、食品衛生行政が国民の権利自由を制限する衛生規制行政であることから、最新の科学的知見に基づき実施すべきものであるため、食品衛生法の施行を行うために要求される人材、組織、検査等の技術的能力を有する都道府県等が実施することが適当とあるが、人材、組織、検査等の技術的能力を有する市町村であれば、地方自治法252条の17の2第1項に規定する「条例による経験知により安全性が確認されている技術」として食品衛生上問題がないか、茨城県が最新の科学的知見に基づき検討を行うべきものである。		貴省回答によれば、「管理運営基準の策定等の食品衛生法に基づく行政事務は、食品衛生法の施行を行うための要求される人材、組織、検査等の技術的能力を有する市町村であれば、地方自治法252条の17の2第1項に規定する「条例による経験知により安全性が確認されている技術」として食品衛生上問題がないか、茨城県が最新の科学的知見に基づき検討を行うべきものである。」とあり、再度検討し回答された。	C		地方自治法第252条の17の2第1項においては、「都道府県は、「都道府県知事の権限」に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる。」とされているから、「条例による事務処理の特例」については地域の特性や実情に応じて市町村が必要となる基準を定めることができるものとする。	1085	10851010	食品衛生法第51条及び食品衛生法施行令第35条第30号に基づき、都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業として納豆製造業について、公衆衛生の見地から必要な基準を定めているが、長年の技術的蓄積により安全性が確認されているものにお、本件については、総務省に確認済みである。	門前生き市場	岩瀬羽黒の昔ながらの生き納豆特区										
0920020	市町村長に対する火葬場経営の許可権限の付与	墓地、埋葬等に関する法律第10条	火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	C		地方自治法の規定により、都道府県は都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例により、市町村が処理することとすることができるとされている(地方自治法252条の17の2第1項)。この規定に基づき、神奈川県が、墓理法10条の許可に関する権限に属する事務を道子市において処理することとする旨の条例を制定することで、提案内容の実現が可能であり、神奈川県においても、墓理法10条の許可に関する権限に属する事務を市町村に移譲することについての具体的検討が進められているものと承知しており、これを見守ることとした。																						神奈川県道子市	地域の実情に応じた火葬場経営	
0920030	給水人口が5万人を超える水道事業の認可・指導監督権限の譲渡	水道法第6条、水道法第46条第1項、水道法施行令第14条1項	水道法では、給水人口が5万人を超え、河川の流水を水源とする水道用水供給事業者から供給される水を水源とするものである水道事業は厚生労働大臣の認可、それ以外の水道事業は都道府県知事が認可することとなっている。	C		水道法では、給水人口が5万人を超え、河川の流水を水源とする水道用水供給事業者から供給される水を水源とするものである水道事業は厚生労働大臣の認可、それ以外の水道事業は都道府県知事が認可することとなっている。																							広島県	分権ひろしま活性化プラン
0920040	保健所設置要件の緩和等	地域保健法第5	保健所は、都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。	C		保健所は、地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点として位置づけられるものであり、保健所の設置及び運営を円滑に遂行できる人口規模を備えた都道府県、市又は特別区が保健サービスを一元的に実施することが望ましいことから、保健所の所管区域は二次医療圏又は介護保険事業支援計画に規定しているものであり、基礎自治体ごとに保健所を設置することは保健所の業務を考えると広域性が保たれず非効率となることから適当ではない。(市町村合併により保健所を設置することが必要な市が具体的にある場合には、個別に保健所政令市としての指定を検討された。)	右の提案主体からの意見によると、提案主体は、基礎自治体の単独設置のほか、近隣の既保健所設置自治体への業務委託及び広域連合や一部事務組合による共同設置の可能性について、要件緩和を求めている。この点を踏まえて再度検討し回答された。	C		保健所事務を基礎自治体において担う方が、行政全体での効率化が図られるという貴県の意見については、前回回答したとおり、保健所の所管区域は二次医療圏又は介護保険事業支援計画に規定する区域とおおむね一致することを原則としているものであり、基礎自治体ごとに保健所を設置することは保健所の業務を考えると広域性が保たれず非効率となることから適当ではない。なお、近隣の既保健所設置自治体への業務委託及び広域連合や一部事務組合による共同設置については、既保健所設置自治体以外の基礎自治体において、地域の健康危機に対処するための体制が首长から一元的なものとして整備されなくなり、住民の生命や健康を守る上で問題がある。		右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。			本県の提案は、2次医療圏単位で一定規模の人口集積がある2から3程度の基礎自治体ごと、広域連合や一部事務組合による共同設置や、県所管の隣接市町村の保健所事務を県から既保健所設置市へ委託し、地方自治法252条の14)することを想定しているものである。現行の保健所制度の趣旨を十分踏まえたものと考えており、引き続き御検討いただきたい。 なお、地方自治法では、すべての事務を一人の首长のもとで一元的にサービス提供することのみを想定しているのではなく、必要に応じて共同処理や事務委託などの手法がとられるよう制度化されており、こうした地方自治法の趣旨を踏まえ、市町村合併等の状況変化に対応する柔軟な制度について、今後とも御検討いただきたい。	C		現行の保健所制度の趣旨を十分踏まえたものとしてであるが、前回回答したとおり、近隣の既保健所設置自治体への業務委託及び広域連合や一部事務組合による共同設置については、地域の健康危機に対処するための体制が首长から保健所への一元的なものとして整備されなくなり、住民の生命や健康を守る上で問題がある。	1267	12672050	基礎自治体が保健所を設置する場合の設置要件を緩和すること、及び広域連合や一部事務組合による共同設置や県から既保健所設置市への委託を可能とすること	広島県	分権ひろしま活性化プラン							

